

フリースクールを考える

—公教育制度のゆらぎと生きる・育つ権利

近藤真理子

子どもが生きづらさや学校への不適応を抱えているのは学校だけが原因ではない、大人の生活の苦しさや社会福祉の課題、就学までの育ちの環境の問題など複合的に混じり合っている。本特集では、様々な現場から子どもの学習権、発達権の問題について問うた。

2016年「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定され、2条第1項第3号で、不登校児童生徒が「相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう」と定義された。不登校の定義がなされたが、心理的不安を生み出す要因の追究やその解決について模索が続き、不登校児童生徒数は増加の一途をたどる。

遅刻や早退が多い、学校に居場所を見いだせない児童生徒も存在する中で、本法律において、フリースクール等へ通えば、それを出席と認める措置が勧められることになった。しかし、多くのフリースクールの利用は有料で、児童生徒が一人で通える場所に開設されているとは限らず、利用の機会は誰に対しても開かれているというわけではない。

公立学校では、「学びの多様化学校」や「不登校特例校」など、通常の学校への登校が難しい児童生徒を積極的に受け入れる「学校」

の創設が始まり、公教育の転換点に来ているといえよう。

西垣論文で発達の保障という観点からフリースクールについてもいくつか検討をした。石山論文では、不登校の経験が自己否定感を持たせてしまう問題と、「三重シュール」での支援について述べられている。オルタナティブスクール、デモクラティックスクール、フリースクールなど様々な分類されているが、武井論文では、学校以外の学びの場について整理を試みた。佐野のコラムは、オルタナティブスクールである「箕面子どもの森学園」の実践を述べている。柴田コラムで紹介された「イホルラ舎」はフリースクールを謳い「箕面子どもの森学園」とは規模もカリキュラムも全く異なる。この2つのコラムも武井論文を重ねてご一読いただきたい。仙波論文では、フリースクールを設立した経緯から学校教育の問い直しを提起している。中林は公立学校として開校された「不登校特例校」の子どもの様子から学校が求められていることについて、また、近藤論文は仙波、中林論文とのつながりもあり、子どもの発達権、学習権の保障について論じた。宇陀コラムでの「こども」の立場からの提起も興味深い。ご一読いただきたい。

(こんどう・まりこ：太成学院大，教育学)